

■ 4条1項11号

不服 2024-002659

<本願商標>

CALATASSUPERCARE

カラタススーパーケア

第3類「ヘアーカラー入りシャンプー、シャンプー、ヘアトリートメント、ヘアコンディショナー、ヘアリンス、化粧品、せっけん類」

※補正後の指定商品

<結論>

本件審判の請求は、成り立たない。

<原査定理由>

引用商標：「CALATAS」（標準文字）

第3類「せっけん類、化粧品」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 商標法第4条第1項第11号該当性について

ア 本願商標について

本願商標は、・・・、「CALATASSUPERCARE」の文字と、「カラタススーパーケア」の文字を、上下二段に横書きしてなるものであるところ、上下段の文字はやや離れて配置されてはいるものの、その構成態様などからすれば、下段の片仮名は上段の欧文字の読みを表したといえるものである。

ここで、本願商標の構成中「SUPER」の文字及び「スーパー」の文字は、「より優れた」などを、「CARE」の文字及び「ケア」の文字は、「手入れ」などを、それぞれ意味する語であり（出典：「広辞苑 第七版」株式会社岩波書店）、いずれも我が国に

において広く一般的に使用され、理解されているものである。そのため、「SUPER CARE」の文字及び「スーパーケア」の文字からは、「より優れた手入れ」ほどの意味合いが容易に理解されるものであるところ、原審提示の情報にあるように、本願の指定商品を取り扱う分野において、「スーパーケア」の文字が、その商品が「肌などの手入れ用の商品であって、優れたもの」であることを表現するための、商品の宣伝広告用の語句又は誇称表示として、しばしば使用されている実情が認められることからすれば、本願商標は、「CALATAS」の文字と「SUPERCARE」の文字及び「カラタス」の文字と「スーパーケア」の文字を結合し、一連に表したものと容易に看取されるものといえる。

そして、本願商標構成中の「CALATAS」の文字及び「カラタス」の文字は、一般的な辞書類に掲載されていない語であって、特定の意味合いを有する語として親しまれているといった事情も見当たらないことから、造語であるというのが相当であって、自他商品の識別標識としての機能を十分に有するものといえる。

他方、本願商標構成中の「SUPERCARE」の文字部分及び「スーパーケア」の文字部分は、上述の実情から、自他商品の識別標識としての機能を有しないか、又は、その機能が極めて弱いものといえる。

また、本願商標より自然に生じる「カラタススーパーケア」の称呼は、10音とやや冗長である上、中間に無声の摩擦音である「ス」が連続することから、一気一連に発音することが困難であり、「カラタス」と「スーパーケア」との間で一息置いて発音することも自然であるといえる。

以上のことからすると、簡易迅速を尊ぶ商取引の実際においては、本願商標を構成する「CALATASSUPERCARE」の文字及び「カラタススーパーケア」の文字に接する取引者、需要者が、自他商品の識別標識としての機能を十分に有する「CALATAS」の文字部分又は「カラタス」の文字部分（以下「本願要部」という。）に着目し、当該文字部分をもって取引に当たることもあるというべきである。

したがって、本願商標よりは、本願要部に相応した「カラタス」の称呼も生じ、また、特定の観念は生じないものといえる。

イ 引用商標について

引用商標は、「CALATAS」の文字を標準文字で表してなるところ、これは、一般的な辞書類に掲載されている語ではなく、また、特定の意味合いを有する語として親しまれているといった事情も見当たらないことからすると、特定の意味合いを認識させない造語であるというのが相当である。

そうすると、引用商標よりは、その構成文字に相応した「カラタス」の称呼が生じ、また、特定の観念は生じないものといえる。

ウ 本願商標と引用商標の類否について

本願商標と引用商標を比較するに、外観においては、全体としては「SUPER CARE」の欧文字の有無や片仮名の有無で相違するものであるが、本願要部のうち「CALATAS」の文字部分と引用商標との比較では、書体がわずかに異なるのみで「CALATAS」のつづり字を共通にすることから、外観上、相当程度近似した印象を与えるものである。

そして、称呼においては、「カラタス」を共通にし、また、観念においては、いずれも特定の観念を生じないから、比較できないものである。

そうすると、本願商標と引用商標とは、全体の外観においては相違があるものの、本願要部のうち「CALATAS」の文字部分と引用商標との外観の対比においては相当程度近似するものであり、また、称呼を共通にし、観念は比較できないものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのある、互いに類似の商標というのが相当である。

エ 本願商標と引用商標の指定商品の類否について

(中略)

オ 小括

上記アないしエによれば、本願商標は引用商標と類似する商標であって、かつ、本願の指定商品は、引用商標の指定商品と同一又は類似するものであるから、商標法第4条第1項第11号に該当する。

(2) 請求人の主張について

(中略)

(3) まとめ

以上のとおり、本願商標は、商標法第4条第1項第11号に該当するものであるから、これを登録することができない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**CALATASSUPERCARE** \カラタススーパーケア」と引用商標「**CALATAS**」は、全体の外観においては相違があるものの、本願商標の要部のうち「**CALATAS**」の文字部分と引用商標との外観の対比においては相当程度近似するものであり、また、称呼を共通にし、観念は比較できないものであるから、これらの外観、称呼及び観念によって、取引者、需要者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すれば、本願商標と引用商標は、商品の出所について誤認混同を生じるおそれのある、互いに類似の商標というのが相当である、と判断されました。

識別力の弱い語（A）と識別力が認められる語（B）を結合した構成からなる商標を出願した際、すでにその指定商品・指定役務と同一又は類似の商品・役務について、Bと同一又は類似の他人の先行登録商標が存在している場合、特許庁の審査では、商標法第4条1項11号に該当するとして引っかけるとというのが基本的かつ伝統的な考え方です。

これを回避すべく、実務においては商標の構成をより一体的にするというテクニック（？）が、昔からあります。たとえば、「A B」のようにスペースを空けずに、「AB」という構成で、商標を表記するやり方です。

本願商標「**CALATASSUPERCARE** \カラタススーパーケア」も、おそらくはこれと同じ手法がとられたものと思われます。すなわち、本来的には「**CALATAS SUPERCARE**」のような構成を予定していたものの、商標調査で引用商標「**CALATAS**」が発見されたため、これと非類似と判断されやすいように、あえてスペースがない構成としたのではないかと推測されます。たしかに、スペースを取って「**CALATASSUPERCARE**」の表記とすると、一見して複数の語の結合とはわかりにくく、造語のように認識できる気がします。

しかしながら、審決では、このような構成としても、『本願商標は、「**CALATAS**」の文字と「**SUPERCARE**」の文字及び「カラタス」の文字と「スーパーケア」の文字を結合し、一連に表したものと容易に看取されるものといえる。』とした上で、『「**SUPERCARE**」の文字部分及び「スーパーケア」の文字部分は、・・・自他商品の識別標識としての機能を有しないか、又は、その機能が極めて弱いものといえる。』とし、「**CALATAS**」又は「カラタス」の文字部分が本願商標の要部になると判断されました。

審決にもあるように、「**CALATASSUPERCARE** \カラタススーパーケア」から生じる「カラタススーパーケア」の称呼が10音とやや冗長である上、中間に無声の摩擦音である「ス」が連続することから、一気一連に発音することが困難であり、「カラタス」

と「スーパーケア」との間で一息置いて発音するという点が、本事件においてはマイナスに働いてしまったように思います。

また、個人的には、片仮名の「カラタススーパーケア」を併記していることが、かえって欧文字部分が「CALATAS」+「SUPERCARE」の構成であることをわかりやすくしてしまったのではないかという気がします。

商標の実務テクニックはいろいろありますが、どれも一律に有効だと考えるのではなく、その商標の構成等によって「向き不向き」がありますので、やはり事案によって個別具体的に十分に検討すべきということを、我々商標弁理士も再認識させられる事件だと思います。

(弁理士 永露 祥生)

< 2024年7月1日 >